

金融商品の取引の当事者を識別するための番号（LEI）の指定に係る業務処理要領

2025年4月24日  
株式会社日本取引所グループ  
株式会社東京証券取引所

項目	内容	備考
<p>1. LEI の概要</p> <p>(1) LEI の対象</p> <p>(2) LEI の体系</p> <p>(3) LEI の付随情報</p>	<p>○ LEI は、金融商品の取引を行う当事者（法人、ファンド等）（以下「取引当事者」という。）を識別するための番号であり、取引当事者ごとに指定される。</p> <p>○ LEI は英文字及び数字から成る 20 桁のコードとする。</p> <p>○ 当該コードは ROC によって割り当てられた LEI 指定機関を特定する 4 桁、予備コード 2 桁 (00)、取引当事者を特定する 12 桁、チェックディジット 2 桁により構成される。</p> <p>○ 取引当事者を特定する 12 桁はランダムな英数字の文字列とする。</p> <p>○ LEI に付随する情報（以下「付随情報」という。）は、主に次に掲げる情報とする。 (法人の場合)</p> <p>① 法人の正式名称（登記上の商号又は名称）</p> <p>② 組織形態</p> <p>③ 本店又は主たる事務所の所在地</p> <p>④ 登記上の本店又は主たる事務所の所在地</p> <p>⑤ 設立国</p> <p>⑥ 登記番号</p>	<p>○ LEI の体系は ISO17442 により定義される。</p> <p>○ 当社は、当社が指定した又は他の LEI 指定機関から移管を受けた LEI 及び付随情報について、公表及び管理を行う。</p> <p>○ 付随情報の表記は日本語及び英語とする。</p>

項目	内容	備考
	<p>⑦ LEI の指定日</p> <p>⑧ 次回更新日</p> <p>⑨ 付随情報の最終更新日</p> <p>⑩ LEI が失効した場合には失効日及び失効理由</p> <p>⑪ 最終親会社（会計基準上、当該法人を連結対象とする連結財務諸表を作成する法人のうち最も上位の法人を指す。以下同じ。）が存在する場合、当該最終親会社に関する情報</p> <p>⑫ 直接親会社（会計基準上、当該法人を連結対象とする連結財務諸表を作成する法人のうち最も下位の法人を指す。以下同じ。）が存在する場合、当該直接親会社に関する情報</p> <p>⑬ 親会社（最終親会社及び直接親会社を指す。以下同じ。）に関する情報を報告することが出来ない場合（親会社が存在しない場合を含む。）、その理由</p> <p>（ファンドの場合）</p> <p>① ファンドの正式名称</p> <p>② 受託会社（再信託受託会社も含む。発行者が申請を行う場合には「発行者」とする。以下同じ。）の商号</p> <p>③ 受託会社の本店又は主たる事務所の所在地</p> <p>④ 受託会社の登記上の本店又は主たる事務所の所在地</p> <p>⑤ 受託会社の設立国</p> <p>⑥ LEI の指定日</p> <p>⑦ 次回更新日</p> <p>⑧ 付随情報の最終更新日</p> <p>⑨ LEI が失効した場合には失効日及び失効理由</p>	<p>○ 例えば、会計基準上の親会社が存在しない場合は、「親会社(支配株主) が特定できない」を選択。</p> <p>○ ファンドについては、原則として、ファンドを管理している受託会社が LEI の指定申請を行うことを想定している。なお、委託会社等の発行者が指定申請を行うことも可能。</p> <p>○ ①について、ファンドの正式名称を原則とするが、例外として、私募ファンドの場合は、「受託会社の商号／ファンドコード」とし、発行者が指定申請を</p>

項目	内容	備考
<p>2. LEI の指定</p> <p>(1) 新規申請</p> <p>(2) 当社による審査</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ LEI の指定を申請する者（以下「指定申請者」という。）は、専用ポータルサイト（以下「JPX-LEI ポータルサイト」という。）でアカウント登録を行い、ID とパスワードを取得する。</li> <li>○ 指定申請者は、法人の場合は LEI を取得する当該法人、ファンドの場合は受託会社又は発行者とする。ただし、第三者による手続の代行を認めることとし、その場合は、手続の委任を受けたことを証する書面（委任状）を提出する。</li> <li>○ 指定申請者は、JPX-LEI ポータルサイト上のマイページから必要事項を入力するとともに、所定の LEI 指定申請書、指定申請者に係る登記事項証明書（法人に限る。）及び指定申請者の親会社が作成した指定申請者と親会社の関係性を証明する連結財務諸表等（有価証券報告書等）の書類（親会社が存在する場合に限る。）を提出しなければならない。</li> <li>○ LEI の指定が済んだところでアカウント登録時のメールアドレスに対して連絡する。LEI の指定は、原則、申請日の翌日から起算して 5 営業日目の日とする。ただし、申請の集中による事務処理の事情や申請内容に不備がある場合は、希望日処理日までに指定できないことがある。</li> <li>○ 指定申請者は、新規申請・登録情報の変更・更新・未更新・失効等の一連の手続を行う責任を持つ。</li> <li>○ 当社は、LEI の指定の申請を受けた場合には、LEI 指定申請書の記載内容の正確性について添付書類に基づき審査を行う。</li> </ul>	<p>行う場合は「発行者／ファンドコード」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ アカウント登録時のメールアドレスが連絡先となるため、グループアドレスを推奨。</li> <li>○ 一度に 10 件以上の新規申請を行う場合のみ一括申請が可能。</li> <li>○ LEI 指定申請書（PDF）は、正当な代表者による署名又は記名押印（代表者印）によるもののほか、「商業登記による電子署名」でも受理する。</li> <li>○ 受託会社又は発行者の場合、過去の LEI 申請で登記事項証明書を既に当社に提出している場合は提出不要とする。</li> <li>○ 指定申請者が法人である場合における親会社との関係性については、有価証券報告書における「関係会社の状況」等を通じて確認する。</li> </ul>

項目	内容	備考
<p>(3) LEI の指定・公表</p> <p>3. LEI の移管</p> <p>(1) 移管申請</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当社は、審査の結果、申請内容に問題がないと認められるときは、LEI を指定し、当該 LEI 及び付随情報を当社のコンピュータ・システム（以下「データ管理システム」という。）に登録する。</li> <li>○ 当社は、LEI 及び付随情報をデータ管理システムに登録したときは、(1) の連絡とともに、JPX-LEI ポータルサイトで公表する。</li> <li>○ 上記手続きを完了したときに取引当事者と当社との間で契約（以下「本契約」という。）が成立し、両者は契約上の義務を負担するものとする。</li> <li>○ 他の LEI 指定機関に管理されている LEI 及び付随情報を当社に移管しようとする者（以下「移管申請者」という。）は、JPX-LEI ポータルサイトでアカウント登録を行い、ID とパスワードを取得する。</li> <li>○ 移管申請者は、法人の場合は LEI の付番対象である当該法人、ファンドの場合は受託会社又は発行者とする。ただし、第三者による手続きの代行を認めることとし、その場合は、手続きの委任を受けたことを証する書面（委任状）を提出する。</li> <li>○ 移管申請者は、JPX-LEI ポータルサイト上のマイページから必要事項を入力するとともに、所定の LEI 移管申請書及び移管申請者に係る登記事項証明書（法人に限る。）及び移管申請者の親会社が作成した移管申請者と親会社の関係性を証明する連結財務諸表等（有価証券報告書等）の書類（親会社が存在する場合に限る。）を提出しなければならない。</li> <li>○ 移管申請の場合、希望処理日の指定はできない。</li> <li>○ 移管申請者は、移管申請・登録情報の変更・更新・未更新・失効等の一連の手続きを行う責任を持つ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ LEI は取引当事者に対して唯一指定されるコードであり、指定された後に変更されることはない。従って、移管後も従前のコードを継続する。</li> <li>○ LEI 移管申請書 (PDF) は、正当な代表者による署名又は記名押印（代表者印）によるもののほか、「商業登記による電子署名」でも受理する。</li> <li>○ 指定申請者が法人である場合における親会社との関係性については、有価証券報告書における「関係会社の状況」等を通じて確認する。</li> </ul>

項目	内容	備考
(2) 当社による審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当社は、LEI の移管の申請を受けた場合には、移管元の LEI 指定機関に所定の確認を行い、LEI 移管申請書の記載内容の正確性について添付書類に基づき審査を行う。</li> </ul>	
(3) LEI の登録・公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当社は、審査の結果、申請内容に問題がないと認められるときは、当該 LEI 及び付随情報をデータ管理システムに登録する。</li> <li>○ 当社は、LEI 及び付随情報をデータ管理システムに登録したときは、速やかに、移管申請者又は代理人に対し通知し、JPX-LEI ポータルサイトで公表する。</li> <li>○ 上記手続きを完了したときに取引当事者と当社との間で契約が成立し、両者は契約上の義務を負担するものとする。</li> </ul>	
4. 付随情報等の変更		
(1) 登録情報の変更申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定申請者又は移管申請者（以下「申請責任者」という。）は、当社に届け出た付随情報等に変更があったときは、遅滞なく、JPX-LEI ポータルサイト上のマイページから当社に対し登録情報の変更申請（以下「変更申請」という。）をしなければならない。</li> <li>○ 登記事項証明書等に記載されている事項が変更となった場合、法人の場合は新しい登記事項証明書等、ファンドの場合は変更内容が確認できる書類を提出しなければならない。</li> <li>○ 変更は、原則、申請日の翌日から起算して 5 営業日目の日とする。ただし、申請の集中による事務処理の事情や申請内容に不備がある場合は、希望処理日までに変更できないことがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ LEI は取引当事者を識別するものであり、同じ LEI コードを別の取引当事者に転用することは固く禁じられている。正式名称の変更を行う場合、法人格あるいはファンドの同一性を確認できる書類を提出しなければならない。</li> </ul>

項目	内容	備考
(2) 変更情報の登録・公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当社は、変更申請を受けた場合には、変更内容について確認したうえで、当該変更情報をデータ管理システムに登録する。</li> <li>○ 当社は、当該変更情報の公表を行う。</li> </ul>	
5. LEI の更新		
(1) メール通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ LEI は、自動継続するが、1年毎に登録情報の最新化を行う必要がある。</li> <li>○ 登録状況が有効の LEI については、次回更新日の2か月前までにマイページで登録したメールアドレスに通知メールが届く。</li> </ul>	
(2) 更新を希望しない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 更新を希望しない場合は、次回更新日の5営業日前までにマイページから失効又は未更新の申請を行わなければならない。</li> <li>○ 前述の日までに失効・未更新いずれかの申請がない場合は、自動的に更新され、データ更新手数料が発生する。</li> </ul>	○ 失効は、6.(1) 失効申請の失効理由のいずれかに該当する場合を想定している。
(3) 更新を希望する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 更新を希望する場合は、登録情報に変更がないかどうか確認し、変更がある場合は、マイページから変更申請を行う。また、請求書に基づき、データ更新手数料を支払う。</li> </ul>	
6. LEI の失効		
(1) 失効申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申請責任者は、LEI の付番対象である取引当事者が以下の失効理由のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、当社に対し、LEI の失効の申請をしなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 法律の規定に基づく清算、合併による消滅（法人の場合）</li> <li>② 償還又は解散（ファンドの場合）</li> </ul> </li> </ul>	

項目	内容	備考
<p>(2) 失効情報の登録・公表</p> <p>7. LEI の未更新</p> <p>(1) 未更新申請</p> <p>(2) 未更新情報の登録・公表</p>	<p>③ ①及び②に準ずる状態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 失効申請は、法人又はファンドが存在しなくなった場合に行うものとし、法人又はファンドが存続する以上は毎年更新することを原則とする。一方、法人又はファンドは存在するものの、運用方針の変更等により LEI の報告が不要になった場合は、未更新の手続（7. 参照）を行うことが可能。</li> <li>○ LEI の失効の申請を行う場合には、JPX-LEI ポータルサイト上のマイページから必要事項を入力するとともに、所定の LEI 失効申請書を提出しなければならない。</li> <li>○ 希望処理日は土日祝日以外の、申請日より5営業日以降の日付を選択する。申請内容に不備がある場合は、希望処理日に処理が行われないこともある。</li> <li>○ 当社は、手続が完了したときは、速やかに、当該失効情報をデータ管理システムに登録し、JPX-LEI ポータルサイトで公表を行う。</li> <li>○ 申請責任者は、法人又はファンドは存在するものの、運用方針の変更等により LEI の報告が不要になった場合は、未更新の手続を行うことが可能。</li> <li>○ LEI の未更新の申請を行う場合には、JPX-LEI ポータルサイト上のマイページから必要事項を入力する。</li> <li>○ 未更新の申請は、更新日の5営業日前までに行う。申請内容に不備がある場合は、更新日に処理が行われないこともある。</li> <li>○ 当社は、手続が完了したときは、速やかに、当該未更新情報をデータ管理システムに登録し、JPX-LEI ポータルサイトで公表を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ LEI 失効申請書 (PDF) は、正当な代表者による署名又は記名押印 (代表者印) によるもののほか、「商業登記による電子署名」でも受理する。</li> <li>○ 未更新申請の希望処理日を次回更新日より前の日付で指定し、手続きを完了した場合、次回更新日は当該手続きを完了した日とする。なお、次回更新日の変更に伴う手数料の返金等は行わない。</li> </ul>

項目	内容	備考
8. チャレンジ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 付随情報等の正確性及び有効性の確保並びに同一法人等に対する二重付番の回避の観点から、公表されている LEI 及び付随情報について疑義がある場合には、その旨の申告を随時受け付ける（以下「チャレンジ」という。）。</li> <li>○ 当社は、チャレンジを受け付けた場合には、その疑義の対象となっている登録情報の正確性等について確認を行い、登録情報が正確でないと認められる場合には、当該登録情報の登録者に対して登録情報の変更申請を行うことを要請する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ チャレンジは JPX-LEI ポータルサイトを通じて誰でも行うことができる。</li> </ul>
9. システム処理 (1) JPX-LEI ポータルサイト  (2) データ管理システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ LEI の申請（新規・移管・未更新・失効・付随情報の変更）の受付並びに LEI 及び付随情報の公表、チャレンジの受付等は、原則として、当社が開設する JPX-LEI ポータルサイトを通じて行う。</li> <li>○ ポータルサイトの利用方法の詳細は「JPX-LEI ユーザーガイド」を参照。</li> <li>○ 当社における LEI 及び付随情報の登録、管理等に係る事務の処理は、原則として、データ管理システムを利用して行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ JPX-LEI ポータルサイトには、当社からの LEI に係る情報発信、LEI 及び付随情報の検索（法人名、ファンド名又は設立国等から検索可能）、ファイルダウンロード（XML 形式）、申請書の様式の入手及び提出等の機能を有する。日本語サイト及び英語サイトを用意する。</li> <li>○ データ管理システムに登録された LEI 及び付随情報は JPX-LEI ポータルサイトに電磁的な方法により連携される。</li> </ul>



項目	内容	備考
10. 手数料 (1) 手数料	<p>○ 取引当事者は、以下に定める手数料を当社に納入しなければならない。この場合において、当該手数料には、消費税及び地方消費税の相当額を加算するものとする。</p> <p>① LEI 指定手数料            ファンドに係る LEI の指定の際の手数料：1 件につき 7 千円            法人に係る LEI の指定の際の手数料：1 件につき 10 千円</p> <p>② データ更新手数料            登録されているファンドに係る LEI の毎年の更新の際の手数料：1 件につき 5 千 4 百円            登録されている法人に係る LEI の毎年の更新の際の手数料：1 件につき 8 千円</p>	
(2) 納入期限	<p>○ 手数料の納入期限は、次のとおりとする。</p> <p>① LEI 指定手数料            LEI の指定を受けた日の属する月の翌々月の最終営業日まで</p> <p>② データ更新手数料            LEI の指定を受けた日の属する年の翌年以後の各年における応当日の属する月の前月の最終営業日まで</p>	<p>○ 法人又はファンドが存在するにも拘わらず、手数料が未払いとなった場合、当社は、当該 LEI の未更新申請がなされたものとみなし、次回更新日以降に未更新の処理を行うことができる。</p> <p>○ 当社は、徴収対象者が納入時期までに所定の手数料を納入しなかった場合には、当社が別に定める遅延損害金を当該徴収対象者から徴収することができる。</p>

項目	内容	備考
11. 実施時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本業務処理要領は、2025年6月1日から実施する。</li> </ul>	<p>きる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ただし、ファンドのデータ更新手数料の納入時期については、受託会社の意向に応じて個別対応を行う。</li> <li>○ 左記実施日以降に発生した手数料に加え、当該実施日前に発生した手数料についても、「10.(2)納入期限」の定めに従う。</li> </ul>
12. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ LEIが他のLOU（Local Operating Unit／付番機関）又はGLEIF（Global Legal Entity Identifier Foundation／グローバルLEI財団）に移管された場合、取引当事者が取引当事者としての地位を失った場合、又は、取引当事者が年次更新の要件を満たしていない場合には、本契約は解除されるものとする。</li> <li>○ 深刻又は反復的な契約義務違反が行われ、回復が困難あるいは合理的な期間があるにもかかわらず回復を拒否された場合には、本契約は即時解除されるものとする。</li> <li>○ 当社とGLEIFで締結したマスターアグリーメントが解除された場合、本契約は即時解除され、当該解除に伴う損害に関して当社は責任を負わないものとする。</li> <li>○ 当社との正式な通知、連絡事項は日本語又は英語で行うものとする。</li> <li>○ 当社は必要に応じて本業務処理要領を改訂するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 未更新としたLEIを再び有効に戻す場合、所定の手数料を支払うことで、契約を回復することができる。</li> </ul>

項目	内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取引当事者は正確かつ必要十分な情報を当社に提供する義務を有する。</li> <li>○ 取引当事者が指定を受けることのできる LEI は1件のみとし、当社あるいは他の LOU に対して2件目の LEI を申請することは禁じられる。</li> <li>○ 取引当事者は、付随情報を少なくとも1年に1回は確認し、正確性を検証するものとする。</li> <li>○ 取引当事者、LEI 又は付随情報に何らかの影響を与える又は与え得る場合、その変更事項を速やかに当社に提出するものとする。</li> <li>○ 当社は、法律又は LOU としてのルールの変更により、付随情報の範囲を変更することがある。</li> <li>○ LEI の指定・更新は GLEIF が定める要件に基づき行われるものとする。</li> <li>○ GLEIF は LEI を他の LOU に移管するよう求める権利を有する。</li> <li>○ 取引当事者は、LEI を他の LOU に移管するよう求めること、あるいは、他の付番機関に取引当事者の代わりに当該移管を要求させることができる。なお、移管手続に関して料金は発生しない。</li> <li>○ LEI の付随情報に関する権利は当社に移転される。</li> <li>○ 裁判上の紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ LEI は、1社固有のコードであり、グループ会社間等で引き継ぐことはできない。</li> </ul>

以上